

J R 四国労組 自動車支部ニュース

平成29年9月15日（No.2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

総合労働協約改訂交渉 妥結！ 賃金改善について回答を引き出す

本部は、申第4号及び第5号で申し入れた総合労働協約改訂について交渉を重ねてきたが、本日、会社側より回答があった。

また、申第5号で申し入れていた「平成29年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」については、昨年に引き続き、「契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金」及び「再雇用者の職種別賃金」について、改善する旨の回答を引き出した。（別添資料1及び2） なお、主なやりとりは以下の通り。

【申し入れ】

自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。

〔会社回答〕

年間所定労働時間及び年間休日数、他のバス会社等の労働時間を勘案した場合、これまで、現行の一日平均労働時間7時間35分が妥当と考えてきたが、平成28年8月29日に会社から提案した「労働時間の見直しについて」の内容である一日平均労働時間7時間45分について協議願いたい。

【申し入れ】

平成30年4月1日以降の契約更新より施行となる改正労働契約法対応への進捗について明らかにされたい。

〔会社回答〕

制度の具体的展開について、厚生労働省等関係機関からの情報把握や指導、JR四国の取り組み状況を参考にしながら準備を進めていきたいと考えている。平成25年4月以降の有期労働契約更新があり、通算期間が5年超えの場合の無期転換ルールに対応すべく、平成30年4月までの然るべき時期に制度等を提示できるように検討していく。

【申し入れ】

- 1 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は平成29年10月1日とされたい。

〔会社回答〕

契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の引き上げについては、これまでの改定の経緯、経過年数等を勘案し、一部の見直しを行う。

なお、「60歳以降の就労条件に関する協定」に定める定年退職再雇用における職種別賃金については、最低賃金の動向もあり、この機会に最低保障額、シニアB及びCの時給額についても見直しを行う。実施日は平成29年10月1日以降とする。

組合：昨年に引き続き、再雇用者の職種別賃金において改善が図られると共に、契約社員（月給・日給適用者）も契約基本賃金が改善されたことは評価したい。しかしながら、年令給・職能給についても強く改善を求めていることから、今後も前向きに検討されたい。

会社：現時点において、年令給・職能給の見直しは考えていない。

組合：勤務面や諸手当、また福利厚生面など、組合員がやる気を持って就労できる制度への改善に向けて、引き続き検討するよう強く要請する。

なお、第１回目の交渉後に会社より提案のあった「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」について、解明要求の申し入れに対する回答が同日あった。

【解明要求事項と回答の一部抜粋】

○ 基本的な考え方について明らかにされたい

□ 高速バスが基幹的事業である当社の運輸収入におけるその構成割合は約９６％に達しており、ドリーム号を捉えてみるとその構成割合は約１０％弱である。事業運営には収入規模が関わりを持ち、大きな変化（減収）に対しての経費面での追従（節減）が連動してできなければならないが、時間差が生じることもある。その際の状況は収支上での赤字という結果に結びつくことになる。

当社の事業の特徴である高速バスの運輸収入の成り立ちを勘案し、ドリーム号の撤退による赤字解消策という選択肢は当面保留し、雇用の場の確保に繋がる収支改善による維持などの施策を考えていきたい。

なお、現時点では、雇用の場を確保するとした収支改善による維持の施策が機能しない場合は、第２段階として系統の再編成（統合）の手法に着手することになると考えている。事例としては、香川県内運行のドリーム高松号を廃止（または休止）し、ドリーム松山号の香川県内バス停経由での運行が想定される。さらに、第３段階の状況は、撤退の判断と想定される。

○ 便乗時間中は、勤務時間を半分に換算、深夜乗務手当は不支給とするそれぞれの根拠を明らかにされたい。

□ 便乗時間の内、今回指定する時間帯については通常実作業を伴わない時間であり、勤務時間と見なさないと考えるが、これまでの経過および激変緩和の意味合いからも半分とするとしたところである。この結果、収支上の改善が期待される規模と見ている。一方、深夜乗務手当は便乗時間にも適用されているが、今回指定する便乗時間は実作業のない時間帯であり、本来は深夜時間帯における実作業に対する手当であるという本来の意義に立ち帰る内容である。

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催して議論した結果、申第４号・５号については、準組合員（契約社員）の賃金引き上げが図られたことなどにより同日妥結した。

また、「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」については、今後も引き続き、交渉を継続・強化していくことを確認した。

以 上

別添資料 1

契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の見直しについて

平成 29 年 9 月 15 日

ジェイアール四国バス（株）

標題について、下記のとおり改定します。

記

1 契約社員（日給・月給適用者）

注：（ ）内の数値は現行。いずれも新規採用時適用。

(1)事務係・営業係	試用期間	日給	6,300円	(6,100円)
------------	------	----	--------	-----------

	試用期間満了	月給	139,550円	(136,950円)
--	--------	----	----------	------------

(2)運転係	試用期間	日給	8,400円	(8,200円)
--------	------	----	--------	-----------

(3)構内整備係		日給	7,700円	(7,500円)
----------	--	----	--------	-----------

2 実施期日

平成 29 年 10 月 1 日以降適用します。

別添資料 2

「60 歳以降の就労条件に関する協定」の一部改定について

平成 29 年 9 月 15 日

ジェイアール四国バス（株）

標題の協定（平成 26 年 8 月）について、第 3 項職種別賃金額（別表）及び
その実施期日について次のとおり改定します。

1 再雇用者の職種別賃金

区 分	シニア A		シニア B		シニア C	
	月 給	運転 手当	時 給	運転 手当	時 給	運転 手当
運転係	最低保障額 1 4 0, 0 0 0 円 (130, 000 円)	5 0 円 /時間	1, 0 8 0 円 (1, 000 円)	5 0 円 /時間	1, 0 8 0 円 (1, 000 円)	5 0 円 /時間
構内 運転係	最低保障額 1 4 0, 0 0 0 円 (130, 000 円)	—	7 7 5 円 (750 円)	—	7 7 5 円 (750 円)	—
デスク	最低保障額 1 4 0, 0 0 0 円 (130, 000 円)	—	7 7 5 円 (750 円)	—	7 7 5 円 (750 円)	—
営業係 (プラザ等)	最低保障額 1 4 0, 0 0 0 円 (130, 000 円)	—	7 7 5 円 (750 円)	—	7 7 5 円 (750 円)	—
清掃係 (香川県 内)	—	—	7 7 0 円 (745 円)	—	7 7 0 円 (745 円)	—
清掃係 (愛媛・徳島・ 高知県内)	—	—	7 4 5 円 (720 円)	—	7 4 5 円 (720 円)	—

注：賃金の（ ）内の額は、改定前の額を参考として表示しています。

2 実施期日

平成 2 9 年 1 0 月 1 日以降適用します。